

電波監理審議会（第1152回）議事要旨

1 日時

令和8年2月3日（火）10：00～11：52

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笠瀬 巍（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通常行政局）

豊嶋 基暢（情報流通常行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、井田 俊輔（総務課長）、

吉田 弘毅（情報通信作品振興課長）、横澤田 悠（配信サービス事業室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、飯倉 主税（総務課長）、

小川 裕之（電波政策課長）、山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、

小原 宏朗（基幹通信室長）、五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 議事模様

(1) 質問事項

- ① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）
(質問第2号)

審議の結果、質問のとおり改正することが適當との答申をした。

【内容】

情報通信審議会からの一部答申（12/8）を受け、高度600kmの軌道を利用する衛星コンステレ

ーションによる Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備を行うため、関係省令の一部改正案を諮問するもの

- ② 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案（高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備）（諮問第 3 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適當との答申をした。

【内容】

情報通信審議会から的一部答申（令和 7 年 11 月）に基づき、高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線通信システムの導入に係る制度整備を行うため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部改正案を諮問するもの

- ③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線システムの導入に係る制度整備）
（諮問第 4 号）
審議の結果、諮問のとおり変更することが適當との答申をした。

【内容】

情報通信審議会から的一部答申（令和 7 年 11 月）に基づき、高高度プラットフォーム（HAPS）に搭載して使用する無線通信システムの導入に係る制度整備を行うため、周波数割当計画の一部を変更する告示案を諮問するもの

- ④ 無線設備規則等の一部を改正する省令案（22GHz 帯 FWA システムの高度化に係る制度整備）
（諮問第 5 号）
審議の結果、諮問のとおり改正することが適當との答申をした。

【内容】

天候によらない安定した通信速度の実現が可能な 22GHz 帯 FWA システムの導入に係る制度整備に伴い、無線設備規則等の一部を改正する省令案を諮問するもの

- ⑤ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（22GHz 帯 FWA システムの高度化に係る制度整備）
（諮問第 6 号）
審議の結果、諮問のとおり変更することが適當との答申をした。

【内容】

天候によらない安定した通信速度の実現が可能な 22GHz 帯 FWA システムの導入に係る制度整備に伴い、周波数割当計画の一部を変更する告示案を諮問するもの

- ⑥ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの宇宙利用に係る制度整備）
(諮問第7号)
審議の結果、諮問のとおり変更することが適當との答申をした。

【内容】

920MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの無線局のうち、送信電力 20mW 以下の免許不要で開設可能なものの宇宙での受信を可能とするよう、周波数割当計画の一部を変更する告示案を諮問するもの

- ⑦ 26GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案（諮問第8号）
審議の結果、諮問のとおり制定することが適當との答申をした。

【内容】

26GHz 帯における価額競争による周波数割当てを行うに当たり、価額競争実施指針を制定する告示案を諮問するもの

(2) 報告事項

- ① 日本放送協会のインターネット配信業務の現状について、総務省から報告があった。
② 有効利用評価部会の活動状況について、有効利用評価部会から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)